

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経営部 総務課	
件 名	マシン室エアコン部品取替修繕	
契 約 内 容	犬山市役所本庁舎 5 階マシン室内エアコンのクロスフィン熱交換器取替	
契 約 期 間	平成29年5月16日から平成29年5月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年5月16日	
契 約 相 手 方	コニックス株式会社	
契 約 金 額	540, 000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	第 1 号	少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第1号及び第 2 号の規定による場合を除く））
	第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本庁舎内のマシン室に設置しているサーバーは、放熱の影響を受けないよう専用のエアコンにより、常に室内を一定の温度に保っているが、そのエアコンが故障し早急に修繕が必要となったため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 総務課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 整備課	
件 名	旧体育館跡地整備付帯工事	
契 約 内 容	仮囲い撤去及びリース料	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成29年7月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	安達建築株式会社	
契 約 金 額	1,033,560円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	○ 第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当該箇所は平成28年度に旧体育館の解体工事を行い、平成29年度7月以降に跡地整備工事を行う計画である。 旧体育館跡地は犬山城の直下に位置しており、多くの観光客が訪れる箇所であるため、旧体育館解体において着手時より仮囲いを設置し解体箇所への立入ができないよう安全対策を行っている。解体工事完了後も引き続き安全対策としてH29年度工事着手までの仮囲い設置する計画であり、H29年度は跡地整備工事を行う整備課にて仮囲いリース料の支払いを行わなければならない。本工事においては仮囲いリース料および仮囲いの撤去工を行うものであり、昨年度に仮囲いを設置、リースを行っており、競争入札に付することが不利と認められるから	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 整備課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 整備課	
件 名	橋中・木津第二雨水幹線整備工事（その４）付帯工事	
契 約 内 容	単管バリエート設置工 L=32.2m 板柵工L=23.9m 付帯工１式	
契 約 期 間	平成29年5月9日から平成29年7月14日	
契 約 締 結 日	平成29年5月8日	
契 約 相 手 方	宮博建設株式会社	
契 約 金 額	3,174,120円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項	
	第１号	少額随契（１人による見積りとなった場合（契約規則第２４条の３第１項第１号及び第２号の規定による場合を除く））
	第２号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第３号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第５号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	○ 第６号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第７号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第８号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第９号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	現在、橋爪地区において橋中排水区の雨水排水対策事業を行っている。本付帯工事は、本体工事に伴って、車道と埋設水路部分を分離する単管バリエートを設置する工事、村田機械株式会社との境界部に板柵を設置する工事及び付帯工である。 施工者については、同区間の橋中・木津第二雨水幹線整備工事（その４）を受注している宮博建設(株)とし、契約金額は、橋中・木津第二雨水幹線工事（その４）との諸経費調整を行い、同工事の請負率を乗じて算出するものとする。これにより、単独工事として入札を行うよりも有利な金額契約を締結することができる見込みがあるため、随意契約とする。なお、諸経費を調整することにより、設計金額を減額することが可能になる。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 整備課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 整備課	
件 名	常設駐車場整備付帯工事（その２）	
契 約 内 容	便所兼更衣室解体 N=1 棟 倉庫鉄橋 N=1箇所 浄化槽撤去 N=1箇所 ネットフェンス撤去 N=1 式 シェルター撤去 N=1 箇所	
契 約 期 間	平成29年6月30日から平成29年9月15日	
契 約 締 結 日	平成29年6月29日	
契 約 相 手 方	勝建設株式会社	
契 約 金 額	2,048,760円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	○ 第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本工事は、勝建設株と契約している交付金事業である常設駐車場整備工事と同一工事箇所内の付帯工事であり、既存建物及び付帯施設の取壊し工事であり、既存建物及び付帯施設の取壊し工事であり、交付金対象にならない工種を別工事にて発注するものです。同一受注者に施工させる場合には、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を調整することにより設計金額を減額することが可能になる。また、工期の短縮や合理的かつ適正な施工を確保することができるなどのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）に該当するとし、勝建設株と契約するものです。 なお、本工事の設計金は、常設駐車場整備工事との合算による諸経費調整を行い算出しており、契約金額については本工事の設計額に上記工事の請負率を乗じた額とします。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 整備課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	舗装修繕工事	
契 約 内 容	路線等の名称 市道楽田東 1 7 号線 工事場所 犬山市大字羽黒新田字境松地内外 工事概要 舗装工、不陸整正工 9 6 m ²	
契 約 期 間	平成29年6月9日から平成29年7月18日まで	
契 約 締 結 日	平成29年6月8日	
契 約 相 手 方	葉山建設株式会社	
契 約 金 額	518,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	第 1 号	少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く））
	第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	○ 第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本工事は、葉山建設(株)と契約している舗装修繕工事（市道羽黒東 1 9 2 号線外 1）と密接に関連した付帯的な工事で、本契約の受注者が行うのが工期の短縮、経費の節減及び適切な施工を確保することができるため、随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	羽黒 2 号井戸導水管修繕	
契 約 内 容	羽黒 2 号井戸導水管が破損し、道路で漏水が発生しているため、道路を掘削して行う導水管の修繕。	
契 約 期 間	平成 2 9 年 7 月 5 日から平成 2 9 年 8 月 8 日	
契 約 締 結 日	平成 2 9 年 7 月 5 日	
契 約 相 手 方	(株)水野設備	
契 約 金 額	435, 240円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	第 1 号	少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く））
	第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	今回の漏水発生場所は市道羽黒西 4 1 号線上であり、交通量も多い。また、住宅地内であることに加え、南側には(株)三進製作所犬山工場があり、大型車の往来も非常に多く、漏水状況から鑑み、一刻も早い修繕工事の実施が不可欠であった。そういった状況の中で、迅速且つ適切な修繕工事を実施出来る業者を選定したものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	城東浄水場遠方監視装置修繕	
契 約 内 容	城東浄水場遠方監視装置について、部品の取替、プログラムの入替、試運転等を行う修繕	
契 約 期 間	平成29年5月12日から平成29年6月30日まで	
契 約 締 結 日	平成29年5月11日	
契 約 相 手 方	(株)ウォーターエージェンシー 名古屋営業所	
契 約 金 額	950,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務を実施できるのは装置の製造メーカーのみであり、契約の性質が競争入札に適さないことから、装置製造メーカーと随意契約の方法による契約を締結するものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	舗装復旧工事	
契 約 内 容	施工済みである配水管布設替工事の舗装復旧工事	
契 約 期 間	平成29年6月6日から平成29年8月14日まで	
契 約 締 結 日	平成29年6月5日	
契 約 相 手 方	葉山建設株式会社	
契 約 金 額	374,760円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	○ 第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	先に犬山市都市整備部土木管理課が葉山建設株式会社と契約している舗装修繕工事にあわせて施工するもので、同一区間を舗装の継ぎ目なく本復旧することが目的のため、当該受注者以外が施工することは困難であり、また共同施工により工期の短縮や合理的かつ適切な施工を確保できるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	都市美化センター 1 号炉・2 号炉燃烧天井等耐火物補修工事	
契 約 内 容	都市美化センター 1 号炉・2 号炉燃烧天井等耐火物の補修工事	
契 約 期 間	H29. 6. 16～H30. 3. 16	
契 約 締 結 日	H29. 6. 15	
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研	
契 約 金 額	9,558,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	第 1 号	少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く））
	○ 第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	・補修対象である耐火物は、焼却処理施設の焼却炉の内壁を構成する部材で、焼却炉の性能に直結する重要な構成要素である。また、焼却処理施設においては、焼却炉、二次燃焼室、減温塔及びろ過式集じん装置など複数の設備を用いた一連の処理が行われているため、各設備が複雑に連携している。それにより、施設全体の状態や過去の補修内容を熟知していない者が施工し、焼却炉の性能が十分に発揮できなくなったときは、その事象の原因が工事の施工にあるか運転操作にあるかを明確に特定することが困難になるため、大規模補修工事の設計者であり、かつ、運転管理業務委託の受託者であって、焼却炉の点検を日常的に行い、補修が必要な箇所及びその状態を熟知している業者を選定業者とすることにより、迅速かつ安定的な施工が可能となり、本補修工事に伴う停炉期間が長引くことによる焼却処理への支障発生危険性を最も低く抑えられると考えられるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	都市美化センター粗大ごみ処理施設中央操作室空調機更新工事	
契 約 内 容	都市美化センター粗大ごみ処理施設中央操作室空調機の更新工事	
契 約 期 間	H29. 6. 10～H29. 6. 30	
契 約 締 結 日	H29. 6. 9	
契 約 相 手 方	株式会社 文化電気	
契 約 金 額	442,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	都市美化センター粗大ごみ処理施設中央操作室の空調機に故障が発生し、空調機能を喪失したが、製造からかなりの年月が経過しており、保守部品のメーカー在庫もなく、修繕では対応が不可能であるため、空調機更新による対応が必要となる。中央操作室には高温多湿の環境に対して脆弱な粗大ごみ処理施設の運転操作盤等の各種電気設備等が存在しており、空調機が停止し続ける状態では、粗大ごみ処理施設の誤動作等が発生し、粗大ごみ処理施設本体が重大な損傷を受ける危険性が高く、故障した空調機を緊急で更新する必要があるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	都市美化センター粗大ごみ処理施設破砕機上部外装鉄板更新工事	
契 約 内 容	都市美化センター粗大ごみ処理施設破砕機の破損している上部外装鉄板の更新工事	
契 約 期 間	H29. 6. 15～H29. 7. 3	
契 約 締 結 日	H29. 6. 14	
契 約 相 手 方	株式会社 荒新機工 一宮営業所	
契 約 金 額	1, 250, 640円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	都市美化センター粗大ごみ処理施設の破砕機上部の外装鉄板について、長年にわたって内側に破砕処理物が衝突することによりクラックが入り、そのクラック部分から粉塵が漏出しており、このまま放置するとクラックが広がり大量の粉塵が噴出して作業員が健康被害を受けることや施設外へ粉塵が飛散して流出すること等が発生する危険性があり、破砕機上部の外装鉄板を緊急で更新する必要があるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	都市美化センター尿素水ポンプ周辺配管等取替工事	
契 約 内 容	都市美化センターの尿素水ポンプの腐食した周辺配管等の取替工事	
契 約 期 間	H29. 6. 19～H29. 7. 18	
契 約 締 結 日	H29. 6. 17	
契 約 相 手 方	ナゴヤプラント 株式会社	
契 約 金 額	496,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	都市美化センター尿素水ポンプ周辺の配管について、腐食により尿素水が漏出し、尿素が配管外部に析出している。また、流量計もＯリングの部分の摩耗により尿素水が漏出し、尿素が外部に析出している。この状態のまま放置すると析出している尿素が飛散し、作業員が健康被害を受けることや尿素水の炉内への噴射が出来なくなる危険性があり、尿素水ポンプの周辺配管等を緊急で取り替える必要があるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課		
件 名	都市美化センター消石灰圧送用ホース等更新工事		
契 約 内 容	都市美化センターの破損した消石灰圧送用ホース及びその取付金具等の更新工事		
契 約 期 間	H29. 6. 23～H29. 7. 21		
契 約 締 結 日	H29. 6. 22		
契 約 相 手 方	ナゴヤプラント 株式会社		
契 約 金 額	861,840円		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項		
		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	都市美化センター消石灰圧送用ホースに関して、経年劣化により複数箇所に穴が開いており、その穴から消石灰の粉体が外部に噴出している。また、消石灰圧送用ホースの取り付け金具も経年劣化しており、当該ホースの固定にも支障が生じている。このままの状態では放置すると消石灰の粉体が噴出し、作業員が健康被害を受けることや消石灰の粉体の噴射が出来なくなる危険性があり、消石灰圧送用ホース等を緊急で更新する必要があるため。		
その他特記事項			

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課		
件 名	犬山市環境センター脱臭装置設置工事		
契 約 内 容	犬山市環境センターの脱臭装置を製作及び設置		
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成29年8月18日まで		
契 約 締 結 日	平成29年5月10日		
契 約 相 手 方	大和熱学株式会社		
契 約 金 額	4,924,800円		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項		
		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及び 業者選定の理由	犬山市環境センター建設時の協定で脱臭装置の設置・稼動を地元と取り決めている。 昭和60年から臭気を燃やす脱臭炉を設置していたが、老朽化により故障し早急に脱臭装置を更新する必要があった。同等の設備を製作し設置するには長期の施行を必要とするため、従来と異なる方式での脱臭方法を検討し、早急に対応可能な業者を選定した。		
その他特記事項			

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	非常通報装置取替工事	
契 約 内 容	犬山北小学校、羽黒小学校、楽田小学校、池野小学校に設置している非常通報装置の取替工事	
契 約 期 間	平成２９年６月２日から平成２９年７月３１日	
契 約 締 結 日	平成２９年６月１日	
契 約 相 手 方	テルウェル西日本株式会社	
契 約 金 額	1,857,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項	
	第１号	少額随契（１人による見積りとなった場合（契約規則第２４条の３第１項第１号及び第２号の規定による場合を除く））
	○ 第２号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第３号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第５号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第６号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第７号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第８号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第９号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	テルウェル西日本(株)の非常通報装置には他者がない１１０番、１１９番へボタン一つでつながる非常通報機能が備わる自社製品であること、販売、設置や保守まで一環して取扱いをしているため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課